青森県教育委員会第860回定例会会議録

- **1 期 日** 令和2年9月2日(水)
- 2 開 会 午後1時30分
- **3 閉 会** 午後1時48分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室

5 議事目録

陳情第1号 県立高等学校教育改革に係る件について

議案第1号 青森県教育委員会と青森中央学院大学・青森中央短期大学との連携に関する協定について・・・・・・・・・・・・・・原案決定

議案第2号 令和2年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定

そ の 他 青森県立八戸中央高等学校及び青森県立尾上総合高等学校両校の通信制 の課程における後期入学の実施について

そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

6 出席者等

- ・出席者の氏名和嶋延寿(教育長)、豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、杉澤廉晴
- ・欠席者の氏名

なし

説明のために出席した者の職 田中教育次長、三戸教育次長、古川教育政策課長、長内学校教育課長、早野教職員 課長、仁和高等学校教育改革推進室長

(※新型コロナウイルス感染症対策のため関係者のみ出席)

- ·会議録署名委員 中沢委員、野澤委員
- ·書記 西野数馬、藤田真希也

7 議 事

陳情第1号 県立高等学校教育改革に係る件について

(仁和高等学校教育改革推進室長)

県立高等学校教育改革に係る件について、この度、1件受理したので、その概要を御説明する。

今回受理したものは、青森県立木造高等学校深浦校舎の存続を求めるものであり、青森県西津軽郡深浦町大字広戸字家野上95番地157、青森県立木造高等学校深浦校舎同窓

会 会長 大髙 恒藏 外3名から、令和2年8月7日に受理したものである。木造高等学校深浦校舎については、青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画において地域校として配置したところであるが、同校の入学者数については、令和元年度は16人、今年度は14人であり、2年間継続して20人未満となったことから、基本方針に定める基準に基づき、本年4月より町長及び教育長を複数回訪問し、同校の募集停止に向け協議しているところである。本件については、木造高等学校深浦校舎関係者の方々の思いの表れであると受け止め、今後の検討の参考とすることとし、その取扱いについては、同校の配置を含めた県立高等学校募集人員と併せて決定したいと考えている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ陳情第1号については、青森県教育委員会として了解した。

議案第1号 青森県教育委員会と青森中央学院大学・青森中央短期大学との連携に関する 協定について

(古川教育政策課長)

青森県教育委員会と青森中央学院大学・青森中央短期大学との連携に関する協定について、御説明する。

この度の議案は、県教育委員会と青森中央学院大学、青森中央短期大学が相互の密接な連携と協力により、社会の変化や多様化に対応できる幅広い視野と総合的な判断力を持ち、地域のニーズに応じた人材を育成するとともに、本県の学校及び地域における教育の充実・発展に寄与するため、協定を締結するものである。県教育委員会と当該大学、短大とは、県立高等学校における国際交流支援、大学生による高校生のキャリア形成支援など、様々な分野で連携・協力してきた。御承知のとおり、本県における教育振興基本計画では、「あおもりの未来をつくる人財の育成」、「あおもりの今をつくる人財の育成」、「あおもりの活力をつくる文化・スポーツの振興」の三つの政策を掲げ、また「青森県教育施策の方針」では、「新しい時代を主体的に切り拓く人づくり」を目指し、学校教育、社会教育、文化財、スポーツの各分野において様々な施策を展開しているところである。このような施策を一層推進していくためには、地域の大学の持つ豊富な人財や研究成果等を活用することが極めて大切である。特に、社会科学、保健、家政学の専門的分野、及び国際交流の推進において、青森中央学院大学、青森中央短期大学の持つ豊富な人的・物的資源の活用が大いに期待されるところであり、県教育委員会及び当該大学、短大の両者間で事務的に協議を進め、「連携事項」等について調整がなされたところである。

会議資料の6ページをご覧いただきたい。

「連携事項」については、青森中央学院大学とは、

- (1) 社会科学、保健及び国際交流など専門的な教育をはじめとする学校教育の充実・ 振興に関すること。
- (2) 社会教育及びスポーツの振興に関すること。
- (3) その他双方が必要と認めること。

としている。

また、会議資料7ページをご覧いただきたい。

青森中央短期大学とは、

- (1) 家政学など専門的な教育をはじめとする学校教育の充実・振興に関すること。
- (2) 社会教育及びスポーツの振興に関すること。
- (3) その他双方が必要と認めること。

としており、今後、具体的な内容について、必要に応じて協議することとしている。また、「協定書の有効期間」については、令和3年3月31日までとし、期間満了の前月末日までに申出がない場合は、1年間更新し、その後も同様としたいと考えている。本協定が締結されることにより、これまで両者の連携・協力により行われてきた教育活動が一層円滑に推進されるとともに、更なる本県の教育の充実・発展につながるものと考えている。

(野澤委員)

青森中央学院大学、青森中央短期大学の持つ豊富な人的・物的資源を活用し、県の教育 向上を図ることはとても良いことだと思う。具体的な活動内容が、どのように事務局の各 課や学校等に伝わるのかを伺いたい。

(古川教育政策課長)

青森中央学院大学及び青森中央短期大学とは、これまでも県立高等学校における国際交流の推進や大学生による高校生のキャリア形成支援など連携協力してきたところである。 具体的な取組としては、台湾からの教育旅行の受入の係るマッチングやグローバル事業関連の訪問について調整を行ってきたものである。また、大学生と語るキャリアサポート形成事業において、大学生の働きかけにより中学生や高校生が自分の夢を実現しようとする主体性や意欲を引き出すためのワークショップを実施しているものである。今後については、協定を締結することにより、県教育委員会と当該大学との連携協力を一層進め、基本的な認識を組織同士で共有するものである。これからも様々な事業に反映していきたいと考えている。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ議案第1号は原案のとおり決定する。

議案第2号 令和2年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について (古川教育政策課長)

令和2年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について、御説明する。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果については、報告書を作成して議会に提出するとともに公表することとされている。この規定に基づき、今後の効果的な教育行政の推進及び県民への説明責任を果たすことを目的として、

教育委員会の事務の点検及び評価を実施し、その結果について、報告書を作成するものである。点検・評価に当たっては、県が実施している、青森県基本計画の成果を検証する「政策点検」の仕組みを用いたところであり、青森県総合計画審議会の提言を教育に関し学識経験を有する者の知見として活用し、報告書を取りまとめている。報告書の概要であるが、青森県基本計画の中の「教育、人づくり分野」のうち、教育委員会に関する10の施策ごとに、令和元年度の取組状況を現状を表す指標等を用いながら点検及び評価することで、課題を明らかにするとともに今後の取組の方向性について記載している。なお、報告書については、この後、県議会に提出するとともに、県教育委員会のホームページで公表する予定としている。

(教育長)

何か質問、意見はあるか。なければ議案第2号は原案のとおり決定する。

その他 青森県立八戸中央高等学校及び青森県立尾上総合高等学校両校の通信制の課程に おける後期入学の実施について

(長内学校教育課長)

青森県立八戸中央高等学校及び青森県立尾上総合高等学校両校の通信制の課程における 後期入学の実施について、御説明する。

青森県立高等学校教育改革推進計画第1期実施計画の中で、通信制の課程の後期入学については、平成30年度から平成34年度(令和4年度)に実施することとしており、平成30年度から、青森県立北斗高等学校において後期入学を実施している。様々な事情を抱える生徒に高校教育を受ける機会を広く提供する必要があることから、青森県立北斗高等学校のこれまでの実績を踏まえ、青森県立八戸中央高等学校及び青森県立尾上総合高等学校両校においても後期入学について、令和3年度から実施することとする。なお、後期入学に係る選抜は、年度当初の入学者に係る選抜とは別に秋に行うこととする。また、後期入学に係る選抜要項は、8月下旬に公表した令和3年度青森県立高等学校(通信制の課程)入学者選抜要項とは別に定め、別途周知する予定である。

(野澤委員)

昨年、青森県立北斗高等学校を視察した際に校長から、後期入学で入学した生徒が非常に喜んでいると伺った。とても良い取組であることから、しっかりと周知を行い、高校教育を受ける機会を広げていただきたい。

(教育長)

他に何か質問、意見はあるか。なければ青森県立八戸中央高等学校及び青森県立尾上総合高等学校両校の通信制の課程における後期入学の実施については、青森県教育委員会として了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況について

(教育長)

職員の懲戒処分の状況については、資料のとおりである。何か質問、意見はあるか。職員の懲戒処分の状況については、青森県教育委員会として了解した。